



募集型企画旅行条件のご案内

一この旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部になります（お申込みの際は、必ず本旅行条件書を十分お読み下さい）

1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、西日本ジェイアールバス株式会社(大阪市此花区北港1丁目2-23、大阪府知事登録旅行業第2-1345号以下「当社」といいます)が企画・募集し、実施する募集型企画旅行で、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。(2)旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によりします。(3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができますように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申込み及び契約成立

当社又は当社受託営業所(以下「当社」といいます)所定の旅行申込書に必要事項を記入の上お申込みをお申し込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料、違約料の一部に充当いたします。当社は、電話、郵便及びファンミその他の通信手段による旅行契約のお申込みを受け取ることがあります。この時点で旅行契約は成立しておりますがご予約の承諾の旨を通知した日から起算して3日以内(Web予約の場合は7日以内)に、申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。この期間内に申込金のお支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います(ご出発まで一定以上の日数がない場合、お申込みをお断りさせていただきますことがあります)

3. 申込条件

- (1)20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。(2)ご参加にあたって特別な条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。(3)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれら状態になった場合も直ちに申し出ください。)あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。(4)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出てください(4)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出てください(5)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用は原則としてお客様の負担とします。(6)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかると必要となる措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の自己負担となります。(7)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお付けしてお受けすることがあります。(8)お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。(9)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。(10)お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。(11)お客様が当社に対して暴力の要要求行為、不当な要求行為、取引に関し脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りすることがあります。(12)お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。(13)その他当社業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

(1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。(2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を運くとも旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前(以下「基準日」といいます)にあたる日より前までにお支払いいただきます。基準日以降にお申込みされた場合は、お申込み時又は旅行開始日直前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金の適用

- (1)特に注釈のない場合は、満12歳以上の方は大人代金、満6歳以上(航空機利用のコースは満3歳以上)12歳未満の方は小人代金となります。(2)旅行代金はパンフレットに表示してあります。出発日とご利用人数でご確認ください。(3)「旅行代金」は、第2項の「申込金」、第12項(1)の「取消料」、第12項(3)の「違約料」、及び第16項の「変更保証金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページ、パンフレットにおける「旅行代金」の計算方は、「旅行代金(又は基本代金)として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「○○○割引代金として表示した金額」となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金を(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設利用料等。(2)添乗員が同行するコースでは、その他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。(3)パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。上記(1)(2)(3)の費用はお客様の都合により、一部利用されなくとも払い戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

- 前7項以外のものは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。(1)旅行日程中の「フリータイム」、「自由行動」、「各自で」、「お客様負担」等と記載されている区間の交通費等諸費用(2)超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を越える分について)(3)コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電報、電話代等の個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

9. 旅行契約の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、運送機関遅延等、当社との関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事

由が当社との関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの変更その他を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

10. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切いたしません。(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様へ通知いたします。(2)前項9により旅行内容が変更されたことによる旅行の実施に要する費用が増加または減少する場合は、その範囲において旅行代金の額を変更することがあります。(3)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社らの責任に帰すべき事由により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更することがあります。

11. お客様の交替

(1)お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券等を発行している場合には、別途再発券等に関する費用を請求する場合があります。)(2)旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

12. お客様による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

(1)お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。

取消料

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	20日目にあたる日以降		宿泊	日帰り
	8日目にあたる日まで	7日前から2日目にあたる日まで	旅行代金の20%	---
旅行開始日の前日			旅行代金の30%	---
旅行開始当日			旅行代金の40%	---
旅行開始後又は無運送不参加			旅行代金の50%	---
旅行開始後又は無運送不参加			旅行代金の100%	---

【2】旅行開始後

(2)お客様の都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項(1)の1の取消料が適用されます。

(3)お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

ア. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第17項の表左欄に掲げるものその他重要なものである場合に限り。

イ. 第10項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

エ. 当社がお客様に対し、第4項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

オ. 当社らの責に帰すべき事由により、ホームページ、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

(4)当社は、本項【1】(1)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けず。またご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。

(5)当社は、本項【1】(3)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

【2】旅行開始後

(1)旅行開始後において、お客様の都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

(2)お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社に帰すべき事由によるものでない)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13. 当社による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

(1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

イ. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

エ. お客様が、契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあっては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

カ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

キ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当該の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

お客様が第5項に定める期日まで旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第12項【1】(1)に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

(2)お客様が第3項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

【2】旅行開始後

(1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの方々又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当該の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

(2)当社が本項【2】(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとして、また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がすでに提供を受けていない旅行サービスに係る部分

に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(3)当社は、本項【2】の(1)のA、ウの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

(4)お客様が第4項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

#### 14. 旅行代金の払い戻し

当社は、第10項の規定により旅行代金が減額された場合又は第12項及び第13項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

#### 15. 旅程管理と添乗員

(1)当社は、募集型企画旅行の円滑な実施を図るため原則として一泊以上のコースには添乗員を同行させて旅程管理をいたします。又、一部(日帰り旅行等)のコースに添乗員が同行しない場合は、事前にその旨をご連絡し、旅程管理担当箇所及び連絡方法も併せてご連絡いたします。

(2)添乗員が同行する場合、添乗サービスを提供する時間帯は原則8時から20時までといたします。

(3)旅行中に添乗員の誘導のもとで団体行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するために添乗員の指示に従っていただきます。

(4)お客様が添乗員の指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行中であっても旅行契約を解除することがあります。

#### 16. 当社の責任及び免責事項

(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときには、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった時に限ります。尚、手荷物の場合はその損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お客様1名につき最高15万円を限度として賠償いたします(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)。

(2)当社はお客様が次の例示するような事由により損害を被られたときには上記の責任を負うものではありません。

A. 天災地変、戦乱、暴動、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

I. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

ウ. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

エ. 自由行動中の事故

オ. 食中毒

カ. 盗難・詐欺等の犯罪行為

キ. 運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3)現金、貴重品、重要書類、撮影済みフィルム、その他これら等については賠償の責を負うものではありません。

#### 17. お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、方が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

#### 18. 特別補償

当社は第16項の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず募集型企画旅行契約約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物上に被られた一定の損害につきましては、損害賠償金をお支払いいたします。

#### 17. 旅程補償

(1)当社は別表下欄に掲げる契約内容に重要な変更が生じた場合は、旅行代金の同表に記載する率を乗じた変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払いいたします。但し、当該変更については当社に前16項の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合にはこの限りではありません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件当りの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
8. 上記に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

(2)当社は、次にあげる事由による変更については、変更補償金をお支払いいたしません。

(A)天災地変、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、遅延等当社の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者生命又は身体の安全確保の為必要な措置としての変更。

(B)募集型企画旅行が解除された時の当該解除された部分に係る変更。

(3)当社がお支払いする変更補償金の額は、お客様1名に対して旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。又、変更補償金の額が千円未満である時は、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

(4)当社が変更補償金をお支払いした後、当該変更について当社に責任が発生することが明らかになった場合には、当社は既にお支払いした変更補償金を差し引いた額を損害賠償金としてお支払いいたします。

#### 18. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件書の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

#### 19. 個人情報の取扱い

(1)個人情報に対する方針

当社は個人情報保護法の趣旨を基本とし、お客様の個人情報を保護するため個人情報保護方針を定め、お客様の個人情報について厳重に管理の下取り扱わせていただきます。

(2)個人情報とは

当社が保有している個人情報(以下「個人情報」といいます)とは、お客様が当社旅行をお申込みになる際の申込書や電話による受注等により入手した情報です。

(3)個人情報の利用目的

(A)当社及び受託旅行者(販売店)は「個人情報」について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において各施設等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き等に利用させていただきます。

(B)当社は、当社の商品及びサービス・キャンペーン等のご案内をするために当社からのダイレクトメール等の発送に「個人情報」を利用させていただく場合があります。

(4)お問い合わせ

西日本ジェイアールバス 営業部 貸切営業課

電話番号 06-6147-2878 ※受付時間 10:00~17:00(平日のみ受付)

〒554-8510 大阪市此花区北港1丁目3-23 URL: <https://www.nishinihonjirbus.co.jp/>  
個人情報に関するお問い合わせ等については、当社ホームページ上の「[個人情報の取扱いに関する当社の基本方針](#)」に記載しております。

#### 20. 通信契約により旅行契約を締結されるお客様との旅行条件

当社は、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けることを条件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受けて旅行契約を締結することがあります。通信契約による旅行条件の一部を除き本旅行条件書に準拠いたします。

#### 21. その他

この旅行条件書の定めのない事項は、当社募集型企画旅行約款(旅行約款)によります。